

文書番号	デイケアー11	みちのくデイケアセンター 重要事項説明書	最新版記号	U
主管部署	みちのくデイケア センター		ページ数	1/12

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 青森社会福祉振興団

みちのくデイケアセンター

(通所リハビリテーション)

文書番号	デイクア-11	みちのくデイクアセンター 重要事項説明書	最新版記号	U
主管部署	みちのくデイクア センター		ページ数	2/12

通所リハビリテーション重要事項説明書

通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第99条に基づいて、事業者として利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

事業所名	みちのくデイクアセンター
所在地	青森県むつ市十二林11番13号
指定番号	0270800642
管理者役職・氏名	院長 川部 汎康
連絡先	☎ 0175-23-0711 FAX 0175-23-1500
サービス提供地域	むつ市の一部地域 十二林地区を中心とし、西は宇田町まで、東は田名部字最花地区まで、南は大曲三丁目まで、北は要相談となります

2 職員の状況

職種	資格	常勤	非常勤	兼務	合計	業務内容
管理者	医師	1名			1名	業務の管理、職員の管理
医師	医師	1名			1名	業務の管理
理学療法士	理学療法士	1名			1名	リハビリテーション
作業療法士	作業療法士	1名			1名	リハビリテーション
言語聴覚士	言語聴覚士	1名			1名	リハビリテーション
管理栄養士	管理栄養士	1名			1名	栄養管理
看護職員	准看護師	1名			1名	利用者の保健衛生等
介護職員等	介護福祉士	2名			10名	利用者の日常生活全般にわたる介護業務、リハビリ補助業務。送迎業務
		8名				
事務員		1名			1名	事務業務
介護助手		1名			1名	介護職員の補助業務、掃除

3 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
定休日	土曜・日曜・祝祭日、12月29日～1月3日
営業時間	午前8時00分～午後5時00分まで

4 通所リハビリテーションサービスの方針等

- (1) 利用者が要介護状態等であっても、可能な限り居宅において、利用者が持っている能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように生活機能の維持、又は向上を目指しサービスを提供します。また、利用者が必要としている日常生活上の介護やリハビリテーション等のサービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消、心

文書番号	デイケアー11	みちのくデイケアセンター 重要事項説明書	最新版記号	U
主管部署	みちのくデイケア センター		ページ数	3/12

身機能の維持、ご家族の身体的・精神的負担感の軽減等に努めます。

- (2) 市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携が図れるように配慮してサービスを提供します。

5 通所リハビリテーションの内容

(1) 健康チェック

利用者をお迎えに伺ったときにもご家族に健康状態の確認をしますが、センター到着後に改めて血圧、体温、脈拍、一般状態をチェックします。もし異常がある場合は、当日の通所リハビリテーションサービスプログラムへの参加は見合わせていただき、状況によってはご家族や緊急連絡先にご連絡させていただくことがあります。

(2) リハビリテーション

利用者の自立支援と日常生活の向上を図るため、日常生活の基本的な動作（起居、移動、食事、着脱衣等）の維持・改善につながるようリハビリテーションを行います。

(3) 食事

栄養士の立てる献立表により、栄養及び利用者の身体状況、口腔及び摂食嚥下機能や嗜好等に考慮した食事の提供に努めます。特に、普通のお食事では飲み込みに支障がある場合には刻み食、流動食、ゼリー食等による食事を提供します。おいしく食べられる雰囲気作りや衛生（手洗い、消毒、おしぼり等）に配慮し、介助や見守りについても徹底しながら、安全な食事提供を行います。

(4) 入浴

入浴の支援や介助が必要な方に対して、身体状況にあわせた入浴形態（一般浴槽、機械浴槽）で、身体能力に応じた介助方法により対応します。爪切り、電気カミソリによるひげ剃り等、整容についても介助します。

(5) 生活相談

利用者やその家族の生活の向上を図るため、適切にサービスが受けられるよう相談に乗り、各方面への調整を行います。

(6) 送迎

自宅と事業所間を事前の打ち合わせにより送迎を行います。しかし、交通事情等により予定の時刻に到着しない場合もありますので、その場合はご了承下さい。また、送迎車の手配は、可能な限り利用者の身体状況に応じます。

(7) 口腔機能向上サービス（選択してご利用できるサービス）

言語聴覚士により、利用者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

(8) 栄養改善サービス（選択してご利用できるサービス）

管理栄養士により、利用者の栄養状態に応じて栄養ケア計画を作成し、低栄養の改善や摂食・嚥下機能および食形態の改善を図るためのサービスを実施します。

(9) 記録

サービスを提供した際には、サービス事業者間の密接な連携を図るため、提供した具体的なサービス内容、心身の状態等その他必要な事項を記録します。なお、利用者から申し出があった場合、文書その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供します。

文書番号	デイケアー11	みちのくデイケアセンター 重要事項説明書	最新版記号	U
主管部署	みちのくデイケア センター		ページ数	4/12

6 利用料金

(1) 介護保険対象分

介護保険からの給付サービスを利用する場合、利用者のご負担は所定介護報酬の介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者のご負担となります。

①加算につきましては、別紙「みちのくデイケアセンター料金表」をご覧ください。

(2) 介護保険対象外

①食費、経管栄養管理料、日常生活用品購入代金等介護保険外サービスは自己負担となります。

②キャンセル料金

私用等により前・当日のキャンセルにつきましては、別紙「みちのくデイケアセンター料金表」に記載されているキャンセル料金を頂きます。

ご都合によりサービスのご利用をキャンセルされる場合は利用 2 日前までのご連絡をお願いします。ただし、体調不良・怪我等・感染を疑われるような病状等は対象外となります。又、緊急を要する事情がある場合につきましては、事業所の判断により決めさせていただきます。

③サービス提供地域以外から利用する場合は、片道 2,000 円頂きます。

7 介護保険法の改正

厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、当事業所の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

※料金変更同意書に基づく説明後、同意書の記入を得てからの利用となります。

8 利用料金のお支払い

(1) 当月利用分の請求書を翌月 13 日までに発送いたします。なお、領収書は口座振替確認後、翌月の請求書に同封いたします。また、利用者の都合により領収書の再発行を希望される場合は 1 件につき 1,000 円を現金にてお支払いいただくこととなりますので、大切に保管して下さい。

(2) 料金のお支払いは口座振替にてお願いいたします。

9 サービスの利用方法

(1) 利用開始の手続き

まずは電話でお申し込みいただければ、当事業所の職員が必要な手続きを行います。

医師からサービス提供の指示と胸部レントゲン検査に基づく意見書を頂いた後、契約を結び、通所リハビリテーション計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談下さい。

※胸部レントゲン検査に基づく意見書は新規利用開始時と年 1 回頂くことになっております。

(2) 利用終了の手続き等

①自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても自動的にサービスを終了いたします。

文書番号	デイケアー11	みちのくデイケアセンター 重要事項説明書	最新版記号	U
主管部署	みちのくデイケア センター		ページ数	5/12

- a. 利用者が介護保険施設等に入居または入院した場合
※入院等により、利用が3ヶ月ない場合は契約終了と致します。
- b. 利用者が亡くなられた場合または被保険者資格を喪失された場合
- c. 当事業所が解散あるいは破産した場合
- d. 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

②利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日までにお申し出下さい。

また、当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で解約を通知することなく、即刻サービスを終了することができます。

③当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、事前に協議の上で他の適切な通所介護事業所をご紹介します。

④その他

事業者は、以下 a, b の場合は、文書で通知することにより、協議の上サービスを終了させていただく場合があります。但し、c, d の場合は、文書で通知することなく即刻サービスを終了いたします。

- a. サービス利用料金の支払いが定められた期日までになされず、遅延回数が通算3回になった場合。
- b. 利用者がサービス利用料金の支払いを、サービス利用月の月末から2カ月遅滞した場合には督促状を発行します。催告後、7日以内に支払わない場合。
- c. 利用者またはその家族等が、当事業所又は事業所の職員もしくは他の利用者等に対して以下の禁止行為を繰り返す等生命、身体、人格、財産、信用等を傷つけ、又はその人権を侵害した事により、本契約を継続し難い事情が認められる場合。
 - 1. 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為：叩くなど）
 - 2. 精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為：暴言・大声を発する・怒鳴る・いやがらせ・誹謗中傷など）
 - 3. セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為：必要もなく手や腕をさわる・性的な発言など）
 - 4. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること。
- d. 利用者及びその家族等と、当事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合。

（3）サービス利用の注意点

デイケアセンター利用と、病院での外来リハビリテーションは併用できません。病院で外来リハビリテーション等を勧められた場合はご相談ください。

文書番号	デイケアー11	みちのくデイケアセンター 重要事項説明書	最新版記号	U
主管部署	みちのくデイケアセンター		ページ数	6/12

1 0 非常災害対策

災害時の対応	別途に定める消防計画にのっとり対応します。
防災設備	自動火災報知器 誘導灯 ガス漏れ報知器 防火扉 室内消火栓 非常通報装置 漏電火災報知器 非常用電源 カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。
防災訓練	年2回以上（総合訓練（避難・消火・通報）の訓練を行います。）
防火責任者	澤 畑 教 光

1 1 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 当事業所及びその職員は、業務上知り得た利用者及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。
- (2) 当事業所は、そのサービス提供上知り得た利用者及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。
- (3) 当事業所及びその職員は、必要な範囲において利用者及びそのご家族等の個人情報を取扱いいたします。なお、利用者及びそのご家族等の個人情報の取り扱いに関して、文書により別途同意を得るものとします。
- (4) 第1項及び第2項に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。

1 2 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡ください。

苦情・相談窓口	受付担当者 鶴 ケ 崎 幸 子（ツルガサキ サチコ） ☎ 0175-23-0711 FAX 0175-23-1500 対応時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時
---------	---

○次の公的機関においても苦情申し出等ができます。

むつ市役所 介護福祉課	所 在 地 青森県むつ市中央一丁目8番1号 ☎ 0175-22-1111 内線（432）
青森県国民健康 保険団体連合会	所 在 地 青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル3階 ☎ 017-723-1336 FAX 017-723-1088

文書番号	デイケアー11	みちのくデイケアセンター 重要事項説明書	最新版記号	U
主管部署	みちのくデイケア センター		ページ数	7/12

1 3 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 青森社会福祉振興団
代表者役職・氏名	理事長 中山 辰巳
所在地	青森県むつ市十二林 11 番 13 号
連絡先	☎ 0175-23-1600 FAX 0175-23-1601
事業所数	特別養護老人ホーム…3 カ所 ケアハウス…1 カ所 単独型短期入所施設…1 カ所 認知症対応型デイサービスセンター…1 カ所 認知症対応型グループホーム…1 カ所 訪問介護ステーション…1 カ所 訪問看護ステーション…2 カ所 ヘルパースクール…1 カ所 居宅介護支援事業所…3 カ所 在宅介護支援センター…1 カ所 地域包括支援センター…1 カ所 クリニック…1 カ所 デイケアセンター…2 カ所 訪問リハビリテーション…1 カ所 フードセンター…1 カ所

1 4 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) サービス提供中に事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づいた対応をし、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。とった処置については、必要に応じて市町村に連絡し、記録するとともにその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 救急搬送以外の体調不良時の送迎につきましては事業所では致しかねますので保証人又は、ご家族でお願いします。

医療機関等	(医療機関名) 
	(主治医名)

緊急連絡先	①	氏 名	
		住 所	
		電話番号	
		続 柄	
	②	氏 名	
		住 所	
		電話番号	
		続 柄	

文書番号	デイクア-11	みちのくデイクアセンター 重要事項説明書	最新版記号	U
主管部署	みちのくデイクア センター		ページ数	8/12

1 5 損害賠償について

- (1) 当事業所において、当事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。
- ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、当事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 当事業所は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当事業所は損害賠償責任を免れます。
- ①利用者（そのご家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して障害が発生した場合。
- ②利用者（そのご家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して障害が発生した場合。
- ③利用者の急激な体調の変化等、当事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して障害が発生した場合。
- ④利用者が、当事業所もしくは職員の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して障害が発生した場合。
- (3) 物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。
- (4) 修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償を致しかねる場合があります。
- (5) 取り扱いに特別の注意が必要なもの等については、あらかじめご提示をお願いいたします。ご提示のない場合、賠償を致しかねる場合があります。
- (6) 利用者またはそのご家族等は、利用者またはそのご家族等の責めに帰すべき事由により、当事業所の職員の生命、人格、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

1 6 自然災害等に伴うサービスの変更

地震、津波、大雨、強風等により、サービスの提供が困難と判断した場合は、必要な期間サービスの一時停止または、サービス提供日時の変更を行います。

1 7 その他

貴重品・金品の紛失につきましては一切責任を負いかねます。また、職員によるお預かりもお断りしております。

1 8 身元保証人

- (1) 通所リハビリテーションサービスの利用開始にあたり、利用者は確実な保証能力を有する者 1 名を保証人に定めるものとします。
- (2) ここで定める保証人は、連帯保証人を兼ねる者とし、この書面に基づく利用者の当事業所に対する権利の行使と義務の履行について、利用者と連携して行うとともに、次の

文書番号	デイケアー11	みちのくデイケアセンター 重要事項説明書	最新版記号	U
主管部署	みちのくデイケア センター		ページ数	9/12

各項に定める事項について、当事業所に対し、または利用者に代わって履行の責めを負うものとします。

- ①この書面の締結手続き
- ②利用料金の支払い
- ③その他、利用者のサービス利用に係る一切の事項
- ④保証人を変更する場合の当事業所への通知

19 連帯保証人

- (1) 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- (2) 前項の負担は、極度額 40 万円を限度とします。
- (3) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、延滞なく、利用料等の支払状況や延滞金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとします。
- (4) 連帯保証人において、本契約上の連帯保証人としての義務の履行が不可能または著しく支障をきたす事由が生じた場合、利用者は新たな連帯保証人を選定し、当事業所に通知するものとします。

20 協議事項

この書面に定めのない事項については、介護保険法の関係法令に従い、利用者及び保証人と当事業所の協議により定めます。

文書番号	デйкаー11	みちのくデйкаセンター 重要事項説明書	最新版記号	U
主管部署	みちのくデйка センター		ページ数	10/12

【説明確認欄】

年 月 日

上記重要事項について説明しました。

事業者 住所 青森県むつ市十二林11番13号
名称 みちのくデйкаセンター

(説明者) 職名

氏名

上記重要事項について説明を受け、その内容について同意しました。

利用者 住所

氏名

(署名代行者)

(続柄)

※成年または任意後見人の場合は、以下に記載

☐ 成年後見人 住所

☐ 任意後見人

(該当の場合レ点) 氏名

身元保証人及び連帯保証人として利用者と同様、上記重要事項について説明を受け、その内容について同意しました。

身元保証人 住所
(兼連帯保証人)

氏名

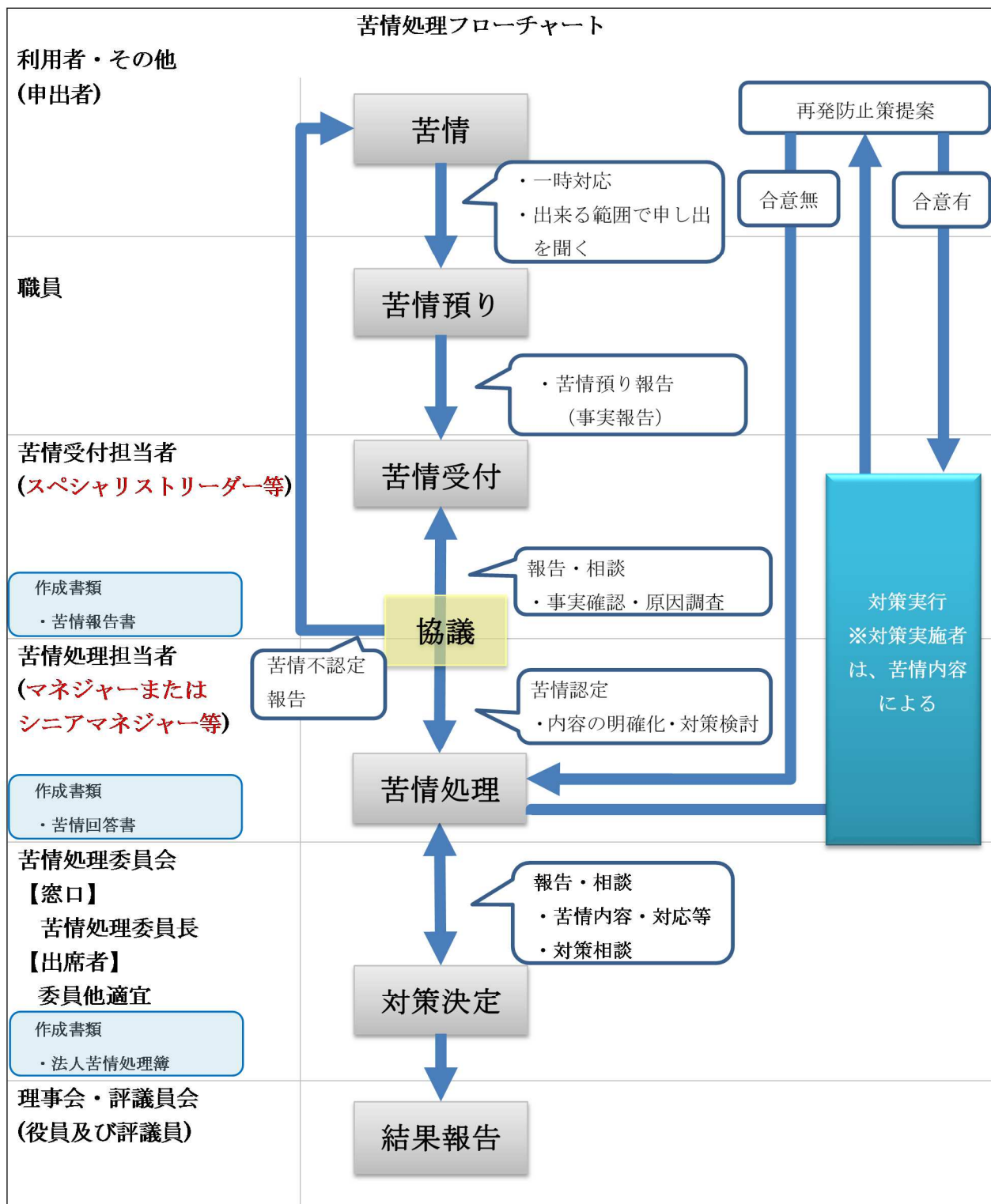
続柄

連帯保証人 住所

氏名

続柄

文書番号	デイクア-11	みちのくデイクアセンター 重要事項説明書	最新版記号	U
主管部署	みちのくデイクア センター		ページ数	11/12



※適宜、管理職戦略会議及びサービス向上委員会に報告すること